平成２７年（フ）第１３９号
佐賀県武雄市朝日町大字中野10756番地１
サンシャインピノＢ101号
債務者　井上　翔平
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１４０号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和29番地12　ハイコーポ104号
債務者　森　　春美（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１６３号
茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地　アクティ佐貫２号棟506号
債務者　渡部千歌子
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
山梨県甲府市東光寺１丁目４番３号　河西アパート１－Ｂ
債務者　片岡　健一
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
山梨県南アルプス市百々2425番地３、前住所
山梨県韮崎市龍岡町下條南割236番地29
債務者　渡邉　美佳
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
兵庫県宝塚市伊子志１丁目５番18―103号
債務者　井原基工こと　井原　英雄
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
兵庫県宝塚市伊子志１丁目５番18―103号
債務者　井原有美子
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
奈良県橿原市十市町405番地の７　グレースコーポ飛鳥210
債務者　楳崎　晃司
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
北九州市八幡西区竹末１丁目16番６号（サニーアヴェニュー輪205）
債務者　清家　　円（旧姓松岡・安部・笹尾）
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３８５号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目14番21号
債務者　大原　謙吾
１　決定年月日時　平成27年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目16番５号
債務者　染矢久美子
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町７番31―103号
債務者　前田　辰也
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３６号
兵庫県尼崎市杭瀬本町２丁目21番３号
債務者　中澤　　愛（旧姓矢野）
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７３号
佐賀県唐津市相知町町切780番地
債務者　松岡　　誠
１　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第７５号
佐賀県唐津市中原2674番地１、住民票上の住所佐賀県唐津市浜玉町浜崎1780番地９
債務者　山本　大樹
１　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第８０号
佐賀県唐津市和多田先石２番23号
債務者　山下　敬一
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１２８号
北海道登別市登別温泉町109番地　㈱第一滝本館Ｂ号社宅400号室
債務者　佐山　　剛
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係